



005GB8R3

352021

株券等の大量保有の状況の開示に関する内閣府令
第一号様式

【表紙】

【提出書類】 大量保有報告書
【根拠条文】 法第27条の23第1項に基づく報告書
【提出先】 関東財務局長
【氏名又は名称】 ネットトラスト株式会社
代表取締役 中村 省二
【住所又は本店所在地】 東京都大田区大森北一丁目23番1号
【報告義務発生日】 平成17年 8月 5日
【提出日】 平成17年 8月 9日
【提出者及び共同保有者の総数（名）】 1名
【提出形態】 その他



第1【発行会社に関する事項】

発行会社の名称	宮越商事株式会社
会社コード	6766
上場・店頭の別	上場
上場証券取引所	東京 大阪
本店所在地	東京都大田区大森北一丁目23番1号

第2【提出者に関する事項】

1【提出者（大量保有者）／1】

(1)【提出者の概要】

①【提出者（大量保有者）】

個人・法人の別	法人
氏名又は名称	New Pledge Investments Limited
住所又は本店所在地	英国領ハージンアイランド、トルトラ、ロートタウン、オフショアインコーポレーションセンター、私書箱957
旧氏名又は名称	
旧住所又は本店所在地	

②【個人の場合】

生年月日	
職業	
勤務先名称	
勤務先住所	

③【法人の場合】

設立年月日	平成16年12月20日
代表者氏名	Chan Lai Ha
代表者役職	ダイレクター
事業内容	投資事業

④【事務上の連絡先】

事務上の連絡先及び担当者名	ネットトラスト株式会社 中村 省二
電話番号	03-3766-4477

(2)【保有目的】

純投資

3, August 2005

To : Chief of Kanto Financial Bureau
Proxy : Net Trust Inc.
Proxy Address : 23-1, Ohmori-kita 1-Chome,
Ohta-ku, Tokyo 143-0016
Japan

Power of Attorney

We, New Pledge Investments Limited, of P.O.Box 957, Offshore Incorporations Center, Road Town, Tortola, a company duly organized and existing under the laws of British Virgin Islands hereby appoint Net trust Inc. as its proxy in Japan :

1. To prepare and file the reports required under Securities and Exchange Law Chapter 2-3 "Disclosure Requirements for Substantial Shareholders"(hereinafter referred to as "the rule").
2. To send duplications of the reports to the parties described in the rule; and

IN WITNESS WHEREOF, this Power of Attorney has been duly executed as a Deed on this 3 day on August 2005.

NEW PLEDGE INVESTMENTS LIMITED
For and on behalf of
NEW PLEDGE INVESTMENTS LIMITED

By:.....*Chan Lai Ha*.....
Chan Lai Ha
Authorized Signature(s)
Name: Chan Lai Ha
Title: Director

(訳文)

委任状

ニュープレッジ・インベストメンツ・リミテッド

ブリティッシュヴァージンアイランズ、トートラ、ロードタウン、オフショアインコーポレーションズセンターP.O.Box957に所在する我々ニュープレッジ・インベストメンツ・リミテッドは、ここにネットトラスト株式会社を我々の適法な代理人に選任する。

1. 証券取引法第2章の3「株券等の大量保有の状況に関する開示」(以下「ルール」という。)に基づき、必要な各種報告書の作成及び提出を行なうこと。
2. 報告書の複写をルールによって定められた関係者に送付すること。

上記を証するために、本委任状は2005年8月に証書として正当に作成された。

ニュープレッジインベストメンツリミテッド

(署名)

ダイレクター